

第8回

新宿区ユニバーサルデザイン

まちづくり審議会

令和6年8月19日

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

## 第8回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会

開催年月日・令和6年8月19日

### 出席した委員

**矢口哲也、水村容子、松原由美、岡村正昭、飯塚良子、齋藤朗、末木隆夫、秋山郁子、  
藤原千里、菊田史子、高田淳子、小原聖子、武山昭英、西郷直紀、伊藤賢司、櫻井昭夫、  
網川正**

### 欠席した委員

**高橋政則**

### 議事日程

1. 会長の選出等

2. 審議事項

[審議]新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定及び部会設置  
について

3. 報告事項

[報告]令和5年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出  
状況

4. その他

### 議事

**○事務局（景観・まちづくり課長）** 第8回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会を  
開催いたします。

本日は**高橋委員**より、ご欠席される旨のご連絡を頂いております。なお、委員の過半数が  
出席しておりますので、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則第20条第2項に

より、審議会は成立しております。

審議会は公開となっております。また、傍聴の方は発言できませんので、ご了承ください。

ユニバーサルデザインまちづくり審議会は、条例により委員の任期は2年となっております。本日は、新たな委員構成での最初の会議となります。本来、審議会の進行は会長にお願いするところですが、本日は会長が選出されるまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の進行と配付資料についてご説明いたします。

まず、本日の進行につきましては、机上に配付しております次第のとおりでございます。

まず机上配布資料としまして、次第、A4縦でございます。

また、A3クリップ留めの新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアルの改定及び部会設置についてです。

また、A4・1枚、令和5年度事前協議及び行為の届出状況についてでございます。

また、参考資料としまして、机上に新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例と施行規則、また施設整備マニュアル、また座席表、また委員名簿をご用意させていただいております。

資料につきましては、以上となります。皆様、お手元でございますでしょうか。また、不足等ございましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局までお知らせください。

なお、本日の会議の終了につきましては、12時をめぐりに進めさせていただきます。

また、続きまして、マイクの使い方についてご説明をさせていただきます。

卓上にご用意してございますマイクですが、ご発言の際は、マイクの台座の中央の楕円形のボタン、こちらを押していただきますと、マイクの先端が赤く光ります。また、発言を頂きまして、終わりましたら、また同じ中央のボタンを押していただきますと、そちらの発言の際の電気が消えますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、ユニバーサルデザインまちづくり審議会の委員の改選がございましたので、皆様からご挨拶を頂戴したいと思います。

お一人ずつお名前、ご所属をお願いしたいと思います。

それでは、**矢口委員**から順にお願いいたします。

**○矢口委員 矢口哲也**と申します。早稲田大学で建築、まちづくり、都市計画などを教えております。前年度に引き続き委員をやらせていただきます。皆様、よろしくお願いいたします。

**○水村委員 水村容子**と申します。私も前期に引き続き委員を務めさせていただきます。

東洋大学で、主に住宅の計画が専門なんですけれども、それ以外にコミュニティ計画やまち

づくりについて、高齢者の方や障害者の方も視野に入れながら進めていくという研究・教育活動を行っております。よろしくお願いいたします。

○**松原委員** 皆さん、おはようございます。早稲田大学の**松原由美**と申します。私は、医療・介護・福祉の経営と政策を研究しております。医療・介護・福祉分野でもまちづくりは大変重要なテーマで、そのことも研究させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**岡村委員** おはようございます。実利用者研究機構の**岡村**と申します。引き続き委員をよろしくお願いいたします。

私はふだん、実利用者研究機構という研究機関で、使いにくいものを使いやすくしたり、分かりにくいものを分かりやすくするという物のづくりだったり空間建築等の指導だったりとか研修等をさせていただいております。事前協議のUDの相談員ということもさせていただいて、いろいろな事業の事業者の方々とお話しさせていただいておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○**武山委員** 新宿区商店会連合会の副会長をしております**武山**と申します。連合会では総務を担当しております。引き続きよろしくお願いいたします。

○**西郷委員** 東京商工会議所新宿支部の事務局長を務めております**西郷**と申します。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○**伊藤委員** 新宿区の建設4団体で構成している住宅リフォーム協議会、東京土建の**伊藤**と申します。2期目ですが、どうかよろしくお願いいたします。

○**綱川委員** おはようございます。関東鉄道協会から参りました**綱川正**です。私は東京メトロから出向という形で現在、関東鉄道協会のほうにお世話になっております。もともと東京メトロでは運転士、乗務員をやっております、丸ノ内線、ちょうどこの下辺りを走っている電車を約14年運転をさせていただいておりました。今現在、関東鉄道協会及び日本民営鉄道協会というところにも所属しております、鉄道局と一緒に、ユニバーサルデザインまではいかないんですが、バリアフリー関係の調整等をさせていただいております。2期目となりますが、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○**櫻井委員** JR東日本の**櫻井**と申します。この6月で今の首都圏本部というところに赴任してまいりました。前職は本社で品川の開発を担当しております、来年3月に開業予定しておりますTAKANAWA GATEWAY CITYの開発・まちづくりに携わっております。

私はどちらかといいますと、鉄道会社の中でも開発とか不動産とかまちづくりに入社以来、一貫して携わっておりました。どうぞよろしく願いいたします。

○**末木委員** 町会連合会から今回初めて出席させていただきます**末木**と申します。中井町会の会長も今現在続けさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○**齋藤委員** おはようございます。公募委員で選ばれました**齋藤朗**です。よろしく願いいたします。

今「施設整備マニュアル」という、大きな本があって、見たんですけれども、なかなか難しい内容なんで、しっかり勉強していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○**飯塚委員** 公募区民委員の**飯塚**と申します。2期目です。普通はフリーライターをやっているんですけれども、今はウオーキングのほうにはまっています、区内をいろいろ歩いていまして感じるがありましたらご意見させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○**小原委員** **小原聖子**と申します。新宿区子育てメッセ実行委員会のほうから出ております。前回までの実行委員長をやっておりました。前任から引き継ぎまして、まだ今回出席が初めてなんですが、日頃はNPO法人ゆったりーのというところで、親子のひろば、ゆったりーのも運営しております。子ども・子育ての視点から何か意見できることがあればと思って出席します。よろしく願いいたします。

○**高田委員** おはようございます。遅くなりましてすみません。私は、新宿区高齢者クラブの副会長をしております**高田**と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○**菊田委員** おはようございます。障害者団体連絡協議会から参っております**菊田史子**と申します。日頃は一般社団法人読み書き配慮と申しまして、学習障害の子供たちの支援をしております。知的・発達に後れはないけれども、文字が読めない子供たちがおります。駅の看板も読めない、慶應大学へ行っても駅の看板も読めない、そういう子供たちがおりますので、そういう支援、あるいは発達障害の子供たちでございますので、発達障害的に音ですとか、あるいは道に迷うですとか、そうした特徴もございまして、そうした視点からご意見を述べさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○**藤原委員** 今日もよろしく願いいたします。前期から引き続きまして、区内で重症心身障害児の自立支援活動をしておりますNPO法人ひまわりProject Teamの**藤原**と申します。私のほうでは障害の重い、心身ともに障害の重い、特に医療ケアの必要な子供を対象に活動しております、そういった視点からも、家に籠もりがちな子供たちも外に出ていきやすいような環境をつくっていただきたいという目線からご意見などをさせていただければと思いますので、

よろしくお願ひいたします。

以上です。

○**秋山委員** おはようございます。同じく障害者団体連合会から参りました**秋山郁子**と申します。私は耳が聞こえません。情報もなかなか入ってきません。情報障害とも言われております。道で歩いていても、何か突然、何か起きたときでも分からないので不安を持っています。これからもよろしくお願ひいたします。

○**事務局（景観・まちづくり課長）** 皆様ありがとうございました。

今期の審議会につきましては18名の委員にて進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 1. 会長の選出等

○**事務局（景観・まちづくり課長）** それでは早速ですが、次第にのっとりまして、1番、会長の選出等についてお諮りをいたします。

会長・副会長につきましては、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則第19条第2項において、委員の互選により定めることとなっております。

まず、会長についてご推薦される方がいらっしゃいましたら、ご発言をお願ひいたします。いかがでしょうか。

**松原委員**、お願ひします。

○**松原委員** 他の自治体での委員経験も豊富で、また前期から引き続き、ぜひ**矢口委員**にお願ひしたいと思うんですけれども、皆様いかがでしょうか。（拍手）

○**事務局（景観・まちづくり課長）** ありがとうございます。皆様ご異議がないということでございますので、**矢口委員**に審議会の会長をお願ひしたいと思ひます。

**矢口会長**には会長席に移動していただきまして、ご挨拶をお願ひしたいと思ひます。

○**矢口会長** 何かここに座ると緊張してしまうんですけれども、改めまして**矢口**と申します。前期に引き続き、この審議会の会長の役を務めさせていただきます。いろいろなバックグラウンドの方もいますし、初めての方もいますので、なるべく丁寧に進めていけたらなというふうにお願ひしております。

あと、いろいろな審議会に僕も参加しているんですけれども、やっぱりいい審議会って皆さんの意見がぼんぼん出る審議会だと思ひますので、僕のほうはなるべく皆さんが発言しやすい環境をつくれればなというふうにお願ひしておりますので、本当に遠慮なく何でもおっしゃって

ださい。それが新宿区のためになると思いますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上となります。

○事務局（景観・まちづくり課長） ありがとうございます。

それでは会長が選任されましたので、以降の議事進行につきましては**矢口会長**にお願いしたいと思います。**矢口会長**、よろしく願いいたします。

○矢口会長 分かりました。

それでは副会長に関してなんですけれども、私の方から推薦をしたいと思います。前回の任期と同様、**水村委員**にお願いをしたいと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。（拍手）

それでは、**水村委員**に審議会副会長をお願いしたいと思います。

**水村副会長**、ご挨拶をお願いいたします。

○**水村委員** 改めまして、すみません。**水村**です。よろしく願いいたします。前期同様、あまり助けていないんですが、会長を助けて、審議会がつつがないように貢献できればというふうに考えております。

先ほど**矢口会長**ともお話ししたんですが、今新宿区のいろいろなところで大規模な再開発が進んでおりまして、やはりそうしたタイミングというのが、このユニバーサルデザインを反映させる非常によい機会だというふうに捉えております。したがって、ここで議論することも非常に重要なことだと思いますので、ぜひ皆様と活発な意見を交換していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○**矢口会長** ありがとうございます。

## 2. 審議事項

[審議]新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定及び部会設置について

○**矢口会長** 続いて次第2の審議事項、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定及び部会設置についてを議題にしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 事務局です。

それでは、次第2の審議事項、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定及び部会の設置について、ご説明させていただきます。

お手元のA4の資料の次第のところをめくっていただきますと、今回、1、経緯としまして、

新宿区では、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちとなるよう、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例を令和2年3月に制定しました。

条例に基づきまして、事業者が施設整備を行う際に届出を行い、ユニバーサルデザインの視点を施設整備に取り入れるよう、区は促進しております。

条例を運用するに当たり、条例で定める施設整備における「整備基準」、「望ましい整備」について、図等により詳しく解説する、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアルを令和2年8月に策定しました。

区マニュアル策定後、東京都のまちづくり条例施設整備マニュアルが令和5年10月に改訂されたことと、区条例で定める「整備基準」を改定したことに伴いまして、区マニュアルの記載内容を更新する必要があるため、今回、区マニュアルの改定を行うものです。

2番目の区マニュアル改定の主な項目ということで、別紙1、A3の資料がございますが、こちらで説明させていただきたいと思っております。

1番の改定経緯でございますが、先ほどご説明しましたように、条例が策定しまして、その後、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルが令和5年10月に改訂されたことと、区条例で定める「整備基準」を改定したことに伴いまして、区マニュアルの記載内容を更新する必要があるため、区マニュアルを改定するものです。

2番目の施設整備マニュアルについてでございますが、区は、区規則で定める整備基準について、補足説明や、図説を記載することで、より設計に反映できるように区マニュアルを作成しました。

今回の区マニュアル改定は、区規則で定める整備基準の改定ではなく、これまでの整備基準等の改定箇所の記載内容の変更や、整備基準の解説を改定することを目的としています。

こちらは事例でございますが、今回、例えば「出入口」のところの項目で施設整備マニュアルとなっておりますが、赤枠のところですけれども、こちらでは施設整備マニュアルの中で整備基準については、区の「整備基準」の中では単に「幅85センチメートル以上とすること」というような記載がありますが、それを補足する形で、青の「整備基準の解説」のところ、例えば「幅は、開放時の有効幅とする。開き戸の場合は戸を開けた状態での幅とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする」など、こういった解説が書いてあります。

また、下のほうの図でお示ししておりますように、有効幅、引き残しというような図が描いております。お手元の施設整備マニュアルの2-26ページに、こちらの整備基準が書いてございます。

また、2、3ページめくっていただきまして2-30は、先ほどの青で囲った図説などが載っております。今回この青のところの改定する必要があるものにつきましては、図ですとか解説を改定していくというようなことになってございます。

続きまして3、区におけるこれまでの整備基準等の改正についてですが、令和4年4月1日に「だれでもトイレ」の変更について第4回審議会でご審議させていただきましたが、トイレの出入口の表示方法の変更ということで、出入口の表示について、「誰もが利用することができる旨を表示する」のではなく、便房内にある設備及び機能をピクトグラムを活用することで利用対象者を明確にしました。

それと、名称改正ということで、東京都「福祉のまちづくり条例」の改正内容と同様に、規則にあります「だれでもトイレ」の名称を「車椅子利用者用便房」に変更しました。

事例がございますけれども、改正前、「だれでもトイレ」と書いてあるサインが、右の改正後には、機能を示す、例えばベビーチェアですとか介助用の大型ベッドですとかのピクトグラムを表示するように変更となっております。

2) の令和5年10月1日施行の宿泊施設等の整備基準の改正、こちらは第7回審議会にてご審議させていただきました。建築物の整備基準の改正ということで、ホテル宿泊施設等で電動車椅子も含む車椅子の利用者がより利用しやすい一般客室の整備を促進するために規定の見直しを行いました。

右側にホテルの改正例という事例がありますが、例えば客室は15平方メートル以上のものの宿泊施設になった場合、ユニットバス等の入る扉の幅を75センチメートル以上とすることですとか、その際の通路幅を1メートル以上にするというように見直しされました。

また、道路整備基準等の改正ですとか、公共交通施設の整備基準の改正が行われました。

おめくりいただきまして、2ページ目の4、施設整備マニュアルの主な改定内容、こちらの方なんですけれども、黒い丸印が遵守基準として守るべき基準、丸印が努力基準、努めなければならぬ基準と、それと二重丸が望ましい整備となっております。

今回、マニュアルの改定内容については主に3点がございまして、都マニュアル変更に伴う改定、それと事前協議及び届出処理におけるこれまでの対応事例を踏まえた改正、それとコラムの追加ということで、大体主に3つの項目に分けて変更を考えてございます。

1番目の都マニュアルの変更に伴う改定についてでございますが、(1)の建築物編の整備基準の解説の主な改定内容ということで、東京都が変えてきました⑧便所（トイレ）の車椅子利用者用便房についてでございますが、遵守基準として、便房の内法寸法にライニング等は含め

ない、また2,000平方メートル以上の建物が対象となりますが、直径180センチメートル以上の円程度が内接できるスペースを設ける。

便所全体につきましては、望ましい整備として、男女共用の便所・便房を設ける。

一般便所につきましては、小便器や洗面器の脇に杖等を立てかけるくぼみ等を設けると。

その他、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場、店舗内の通路や座席についての内容を変更していきます。

道路編ですとか公園編等につきましても、内容の変更を考えてございます。

参考事例としましては、下の図説にございますが、床面積2,000平方メートル以上の車椅子使用者用便房の例ということで、車椅子が回転できる空間径が大体180センチメートル以上と変更になってございます。

解説内容は、今回、区としましては原則、東京都の記載内容に合わせていくと考えてございます。

続きまして、2)の事前協議及び届出処理におけるこれまでの対応事例を踏まえた改正についてでございますが、こちらは区が本条例に基づいて届出を行う際に、事前相談員の先生方ですとか、事業者の皆様から出たお声を基に、今回のマニュアルに加えたほうが良いと思われることを記載しております。

まず階段につきましては、階段における車椅子使用者の一時避難スペースの確保について具体的に明記でございますが、こちらは災害時等において大規模施設などで車椅子利用者がエレベーターを使えないときがあった際に、一時避難するスペースを設けたほうが良いのではないかというようなアドバイスが相談員の先生から出ましたので、そういったご案内を設けるといふこととか、標識については事業者からよく、右の標識、ピクトグラムがありますけれども、このサイズをどの程度にしたほうがよいのかというようなご質問が出たりしますので、その大きさの目安を、国際シンボルマークの基準が10センチメートル角以上というのがございますので、そちらを目安に記載をしたいと考えてございます。

その他、解説内容の詳細については、部会において検討していきたいと考えてございます。

3)のコラムの内容の追加ということでございますが、区では、マニュアルの内容を補完し、UD情報を提供するためにコラムを作成しています。1番目としましては、区で取り組んでいる普及啓発の事例としまして、ニュースレターの紹介を追加するとか、利用者への配慮について、車椅子使用者に配慮したコインパーキングの紹介の追加、こちらはコインパーキングを利用する際に、車椅子の利用者がフラップがあるため利用できないような事例があり、フラップを邪

魔にならないような構造にするとか、そういった配慮しているような事例をご紹介できればと考えてございます。

また、オストメイトの利用方法の紹介ということで、オストメイトの利用についてはお時間がかかるのですが、そういったことを設計事務所側が分かっていないことがあると聞いています。このため利用方法等についてご紹介できればと考えてございます。

ここまでが改定の主な項目となります。A4の次第、3番の部会の設置についてです。区マニュアルを改正するに当たりまして、施設整備側にとってわかりやすく、また、利用者側にとって使いやすい施設とするため、具体的な調査及び検討を行うため、部会を設置する。

部会委員につきましては、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例第21条に基づき、会長が指名することとなっております。

下に参考条文を記載しています。

4、部会の名称でございますが、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定検討部会となっております。

5番目、スケジュールの案です。こちらは令和6年度と7年度のスケジュールを記載しており、8月、オレンジ色のものが審議会、それと茶色の丸のものが部会のスケジュールとなっております。8月、今回の審議会では部会の設置ですとかメンバー、マニュアル改定の方向性ですとかスケジュールをご紹介しその後、9月に第1回部会を開催させていただきたいと考えてございます。

1回目の部会は、マニュアル改定の概要ですとか、コラム項目の検討、素案の検討というのを考えてございます。

その後、10月から11月にかけて第2回目の部会を開催し、12月に審議会を開催し、部会の検討状況のご報告をさせていただければというふうに考えてございます。

それから、1月から2月にかけて第3回目の部会で、審議会を踏まえた素案の検討、コラムの決定、部会案を決定、3月に第3回目の審議会を開催させていただき、マニュアル案を決定。

その後、令和7年度に印刷というようなスケジュール感で考えてございます。

以上までが今回マニュアルの改定及び部会の設置についてのご案内になります。

**○矢口会長** ご説明ありがとうございました。すごい情報量がたくさんあるので、初めての方はちょっと面食らっているかもしれませんが、大きな話が2つあったと思います。

1つは、施設整備マニュアルの内容に変更を加えましょうというお話が前半のA3の紙の説明のところでありまして、その後、このマニュアルを改定するために部会を設置しましょうと

というのが後半の話だったと思います。

取りあえず、質問等はこの時点ではしづらいと思いますので、取り急ぎ、今説明があった部会を設置したいと思います。

部会の構成については、識見を有する委員、あと建築士事務所協会の委員、新宿区障害者団体連合会の委員にお願いしたいと思います。

具体的には私から名前を申し上げたいと思います。私、**矢口と水村委員と松原委員と岡村委員、高橋委員、菊田委員、藤原委員、秋山委員**の8名にお願いしたいと思います。

なお、本日ご欠席の**高橋委員**ですけれども、事前に承認は頂いております。

部会長につきましては、審議会に引き続き私が行いたいと思います。

このように部会を設置してよろしいでしょうか。（拍手）

どうもありがとうございます。

では、先ほどの説明、いろいろありましたけれども、ここで質疑応答の時間を取りたいと思いますけれども、質問というのはなかなか難しいかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、**岡村委員**お願いします。

**○岡村委員** ご説明ありがとうございます。質問というか、感想に近いと思いますけれども、私はユニバーサルデザイン事前相談員として事前協議に参加させていただいているんですけれども、そこに相談に来られる事業所の方々、建築事務所の方とか設計される方々というのは、こちらの施設整備マニュアルを読んで守るために、設計とか建築を考えてくるんですけれども、ただ、ここに書いてある内容を守れば、そのとおりに使いやすいかって全然違うんですよという話があって、それが今回のこのマニュアルの改定に至った部分かと思います。

というのは、例えば、これはちょっと見づらいですけれども、車椅子の場合、「幅を85センチメートル以上にします」と書いてあったら、車椅子の人が部屋を使ったらどうかなと全部見ればいいんですけれども、幅だけ85センチメートルにしちゃうことがあるんです。扉は関係ないところであったりとか。

例えばニュースレターとかコラムとかに書いていくというところもありますけれども、オストメイトの設備とかというのは何なのか分からない人は結構多くて、そこで手を洗ってしまう方もいるんですが、それだけではなくて、私の指導先の空港とかでは、宗教が違う海外の方かがここで足を洗ったり礼拝されたりすることもあったりするんです。それは何か分からないからということもあったりしまして。

なので、そういったことも踏まえて、こういうマニュアルの改定とか補助とか、そういう説明みたいなのというのは今後さらに必要になってくるので、考え方の補足というものが非常に必要になってくるよというところが改定に至った流れかと思っていますという感想でございました。ありがとうございます。

**○矢口会長** 補足説明ありがとうございます。

今コラムという話が出てきましたけれども、先ほどの説明でもコラムってありましたけれども、これは「UDまちづくりニュースレター」のことを「コラム」と言っているんですね。このA3の「コラムの追加について」というのは。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** こちらのマニュアルの中を見ていただきますと、例えば2-23ページを見ていただきますと、例えばこちらの施設整備マニュアルにつきましては、先ほど申したとおり条例施行規則の中で、一定の規模以上のものになりますけれども、建物を建築する際に、用途ごとに、基準がこのマニュアルの中に記載されているんですけども、例えば黒丸については守ってもらう基準、さらに、それ以外にユニバーサルデザインが進むような基準、努力基準ですとか、または遵守基準を守った上に、さらにプラスアルファ、上の目指すところにしていただくと、望ましい整備基準とか、いろいろな基準等を記載させていただいております。

先ほど**岡村委員**からもありましたとおり、事業者の方が、こういった基準の文言だけを見てしまうと、その数字だけクリアしていれば建物としては適合しているというふうには、その数字上だけ合わせた図面を作成することがありますが、そういった数字の基準を図解で紹介したり、または図解で紹介できない、例えば先ほどのオストメイトの使い方というのは基準の中には出てこないんですけども、こういった扱い方があるんですよということで普及啓発をすることで、設計者の方が今後、施設の設計をする際に利用形態を理解していただくことで、こういった配置が最もベストかですとか、そういった配慮を具体的に設計でき、コラムでそういったおのおの事例を紹介させていただいて今後の設計に生かしていただきたいという趣旨です。基準以外のところで、区としてユニバーサルデザインをさらに普及させていただきたいという内容をこういったコラムで追加することで促進していきたいと思っています。

ですので、先ほどの資料1の別紙1の右下にある「コラムの追加」というところで、こちらは今例示として区のほうでニュースレターという形で、この施設整備マニュアルとは別にユニバーサルデザインの、区内にあるそういった配慮された施設を紹介するニュースレターを年4回発行して、区民の方に普及啓発させていただいております。そういったもののほかに、例えば

コインパーキングの使い方ですとかオストメイトの利用方法、そのほか、またこれ以外にも普及啓発したほうが良いのではないかなというような項目について、今後、部会の皆様のご意見を頂きながら、こういった視点もコラムで追加したほうがいいんじゃないかなというようなものを今後部会の中で検討させていただきたいと考えてございます。

**○矢口会長** 分かりました。マニュアルの中のコラムということですね。どうもありがとうございます。

そのほか、何かご質問は。

**水村委員**、お願いいたします。

**○水村委員** すみません、**水村**です。

部会での検討かとも思ったんですが、今このマニュアルを持ちまして、重くて見るのが大変なんです。今大学とかもDX化ということでデジタル化が進んでいるんですけども、この内容もウェブ上できちんと検索して見られるとよいなと思って、今この裏のQRコードを読んだんですが、この中にはこれは載っていないのかなという気がしまして。載っていますか。

読んで、PDFでばっと出るのではなくて、例えば「出入口」で検索すると、そのページに飛んで、それが見られるみたいな、あるいはそこに書かれていることが音声読み取りソフトで読めて、視覚障害者の方も理解できるとか。何かせつかくなので、そういうことまで検討する予算的な余地はあるのかということについて伺いたいと思いました。

以上です。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** ご質問ありがとうございます。今**水村委員**ご指摘のとおり、どこまでやるかによって、ちょっと予算が絡んできますので、そこは部会の中で予算も踏まえながら、どこまでできるかというのはご検討させていただきたいと思います。

また、この本が重いというご意見、私自身も持ってますごい重いなというふうに思っていて、こちらが公共施設に関するページと、一般の民間の建物に関する基準が合作されておりまして、例えば設計の用途に合わせて、例えば、こちらも今後の検討になりますが、これを分冊するですとか、その項目ごとに分冊するですとか整備する、例えば道路とか——道路って多分建築ですとまた内容も違うので、そこを分冊するですとか、そういうところも踏まえて、部会の中でご意見頂きながら、またDX化についてもどこまでできるのかというのは調整させていただきたいというふうに思っております。

**○矢口会長** よろしいでしょうか。

ほかに何かご意見、ご質問等あれば。

どうぞ。

**○齋藤委員** この新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアルの改定、これは何のために必要かというので、1つは東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル、都マニュアルが令和5年10月に改訂された。これが1つの大きな動機になっているわけですよ。これがどういう趣旨で、どの部分がどういうふうに改訂されたのかということが、まず分からない。

2番目に、これを準拠するというのは、東京都の条例と新宿区の条例を矛盾のない形で表現したいというのは分かるんですけども、では完全に東京都の条例に合わせなきゃいけないのか、あるいは新宿区の独自性というものはある程度認められるのか。それによって、どの程度準拠するのかという。100パーセント準拠はできないけれども、例えば90パーセントぐらい合わせるのか。あるいは新宿区の個性というか、独自性に合わせて、準拠するとしても7割ぐらいにとどめておくのかということによって、設計者も違うし、それから事業者も違うし、消費者の利用者もこれによって異なってくるので、どの程度東京都の都マニュアルに準拠したものを作ることを目標にしているのかという到達点のゴールの部分がどうなのかというのがちょっと分からない。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** ご質問ありがとうございます。今ご質問を頂いた、こちらの緑色のA3判の資料の別紙1を見ていただきますと、今ご質問頂いた都マニュアルの変更に伴う改定につきましては、こちらは基本的には東京都の福祉のまちづくり条例という条例がございます。そこと乖離があると、事業者さんが、建築の計画する際に、規模によって東京都に申請する場合と区に申請する場合ございますけれども、そういった中で、そこが乖離してしまうとなかなか難しいというふうに考えてございますので、左側の1) 都のマニュアルの変更に伴うものについては、後ほどご説明しますけれども、こちらについては基本的に準拠したい。一番下の米印ありますけれども、都の記載内容に合わせた改定を行っていきたいというふうに思っております。

その上で、今ご質問のあった新宿区の独自性といったところでございますけれども、こちらについては、右上の2) がございます。新宿区の場合、既に独自性といったところでございますけれども、一定規模以上の建物につきましては、**岡村委員**にもご協力を頂いておりますけれども、建物事業者踏まえまして事前協議というのを実施してございます。また、大規模な建築物については、こちら審議会でも、事業者から建物計画等をご説明させていただいて、基準に見えない部分で、こういったところをユニバーサルデザイン配慮すると、さらに建物として

よくなるんじゃないかというようなご意見を皆様から頂いて、可能な限り事業者にそういった計画の中に反映していただくような取組を行ってございます。

新宿区の独自性というところでいいますと、こちらの右側の2) 番、こういった部分で、過去の事前協議で委員の皆様から出された内容ですとか事前相談の中で出された内容等をこちらのマニュアルの中に反映することで、東京都の整備基準を100パーセント網羅した上で、さらにプラスアルファでこういった独自性をプラスすることで、ユニバーサルデザインが都の基準よりもさらに進むというふうに考えてございますので、今後、部会の中では2) 番の右上のこういった内容について、さらに深掘りして部会の中で検討させていただきたいと思っております。

あと、都のこういったところが内容が変わったかというのは、ちょっとご説明させていただきます。

**○事務局（景観・まちづくり課主査）** 今回、東京都の施設整備マニュアル、こちら緑色のマニュアルがあります。この中で東京都の施設整備マニュアルの新旧対照表というのがあります。これだけ変更数があるんですけども、先ほどご案内させていただきましたように、車椅子使用者用便所のトイレの寸法が変わりましたというところがあったり、交通、道路の勾配が変わったりしました。5年も経ちますと変更がございまして、そういったものを東京都が変えたということと、我々のほうも4年経過しているうちに改定が必要となっているものがございまして、併せて改定させていただくということです。

**○矢口会長** よろしいでしょうか。

今、このマニュアルの改定のほうの質問はかなり出てきたんですけども、部会についてはあまり質問が出てきていないので、ここで事務局のほうから、部会がどのようなものかということをおしご説明いただければなというふうに思います。

**○事務局（景観・まちづくり課主査）** 事務局です。

今回、新宿区ユニバーサルデザイン施設整備マニュアルを改定するために部会を設置するというのですが、この中で検討するものとしましては、先ほどお話しさせていただきましたように、こちらのA3のところの中で2ページ目のものになってございまして、「都マニュアルの変更に伴う改定について」、こちらは先ほどお示しいたしました新旧対照表というのが東京都で出ていますので、新旧対照表と合わせまして内容を確認させていただきます。

それと、2) の「事前協議及び届出処理におけます対応事例を踏まえた改正」ということで、今まで区に、事業者さんですとか相談員の先生から出ていたご質問、ご意見等をその中に反映

させていくということになります。

3番目の3)の「コラムの追加について」なんですけれども、こちらはお手元の資料の2-177を見ていただけますでしょうか。

2-177のところには「カームダウン・クールダウンスペースの設置」、国立競技場では、発達障害者等が観客の多さや喧騒でパニックを起こした際、あるいは予防する際に気持ちを静めるための休憩室（カームダウン・クールダウンスペース）を各所に設ける事例を紹介しております。これは前回、このマニュアルを作る際に委員の先生から出たご意見を踏まえまして、今回の資料にコラムとして追加したのになります。ですので、今回の部会も先進的な事例ですとか、学識の先生ですとか現場の皆様方が知っている、ご意見を、委員の皆様から必要と思われる事例を掲載し、コラムに反映して、よりよいものとしていければというふうに考えてございます。

以上になります。

**○矢口会長** どうもありがとうございます。

今部会についての説明がございましたけれども、これについて何かご意見とかご質問とかございますでしょうか。もしくは整備マニュアルについてのご意見、ご質問でも構いませんけれども、何かございますでしょうか。

どうぞ。

**○藤原委員** すみません、**藤原**です。部会の委員に選出していただいたので、ちょっと部会について質問なんですけれども、事前に施設整備マニュアルを全部一通り頭に入れておかないと部会の役に立たないのかなと、今ドキドキしているのですが、その辺はどういった形で進められるのでしょうか。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** 今ご心配の点ございましたけれども、区のほうで部会に向けて、またこうした審議会の資料とは別に、部会用に委員の皆様に分かりやすい資料をご用意させていただきます。事前に送付させていただきますので、そちらに簡単に目を通していただくのと、当日、区のほうから詳しくご説明をさせていただきますので、そのご説明させていただいた内容を踏まえて、何かご意見あれば部会の中で頂戴できればというふうに考えてございますので、事前にこちらのマニュアルを全て暗記するとか、そういうところは必要ないというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

**○藤原委員** ありがとうございます。安心しました。

**○矢口会長** スケジュールに関して僕のほうから確認なんですけれども、部会が設置されて、

部会でこの内容についてある程度もんだ後に、次の審議会が12月に開催されるので、皆様には12月に進捗内容の報告ができるという形になるかというふうに思います。

ほかに何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

**○飯塚委員** 私、まちを歩いているときにピクトグラムをよく見て、一番身近なところだと思うんですけども、例えば3のトイレのところで、改正後のマークのところで男の人と女の人になっているマークがあると思うんですけども、それにプラス、ジェンダーレスというか、片方が女の人で片方が男の人みたいなマークが入っているところもあるんです。トイレって今すごく問題になっていると思うんですけども、そういうジェンダーレスについての取組はいかがでしょうか。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** ご意見ありがとうございます。今ジェンダーレストイレ、いろいろ必要性等も言われておりますので、こちらのマニュアルの中のピクトグラム、別紙1、資料1の1ページ目、こちら令和4年4月1日施行で、第4回の審議会でもご審議させていただきましたが、こちらの改正後のピクトグラムとしまして、例えば右に6つありますけれども、右下の男女の真ん中に線がないピクトグラムについては、こちらは男女共用のトイレ、誰でも性別に関係なくお使いできるトイレということで、ジェンダーレストイレという趣旨で、こういったピクトグラムをご用意させていただいております。

また、今のA3判の資料を1枚めくっていただきまして2ページでございますけれども、こちらの1)番、東京都のマニュアルの変更に伴う改定で、(1)番の⑧番、トイレのところ。上から黒い丸が2つありまして、その下に二重丸の基準がございます。こちらは望ましい基準といたるところでございます。こちら、東京都の改正の中で既に男女共用の便所・便房を設けるということで、こういったところでも既に望ましい基準として、ジェンダーレストイレの設置等を求めていますので、そういった内容について今後どういった、コラムなのか図解がいいのか、ピクトグラムでの表示等々がいいのかとか、その辺については今後部会の中でも委員の皆様のご意見を頂きながら、マニュアルの中に反映していきたいというふうに思っております。

**○矢口会長** かなり活発に意見が出てきて、僕はすごくいいなというふうに思っております。

では、先ほど申しましたけれども、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアルの改定に係る検討を円滑に行うために、部会を設置させていただきます。

### 3. 報告事項

[報告] 令和5年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況

**○矢口会長** 続いて、次の議題案に移りたいと思いますけれども、第3、報告事項です。令和5年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況になります。事務局のほうから説明をお願いいたします。

**○事務局（景観・まちづくり課主査）** 事務局です。お手元のA4資料、令和5年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況について、こちらをご説明させていただきます。

今回、事前協議の届出件数ということで、令和5年度につきましては事前協議が13件、届出書につきましては97件、完了報告につきましては64件となっております。

また、ユニバーサルデザインまちづくり審議会へ事前協議を報告した件数につきましては、令和5年度につきましては0件というふうになってございます。今回、なぜ0件かといいますと、審議会への報告案件につきましては、下にございますように、こちら審議会への報告は、例えば大規模な高度利用地区ですとか特定街区といった再開発の事業があった際に報告をするものとなっております。今回、事前協議13件ありましたが、その中に大規模な再開発案件がございませんでしたので、0件となっております。

以上になります。

**○矢口会長** どうもありがとうございます。

報告について何かご意見とかご質問等あればお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

初めての方は、何を言っているんだろうと感じている方もいると思いますけれども。

どうぞ。

**○岡村委員** 度々すみません、**岡村**です。こちらの事前協議というものにUDの事前相談員ということで参加させていただいているので、ちょっと解説させていただきますけれども、こちらの届出があった中で事前協議が必要な事業者の方々、主に建築事務所の方とか設計事務所の方々と事前の相談会を行っております。そこで図面を出していただいたりとか、どういうふうな建物をつくるかという説明の中で、今回の建物設備はユニバーサルデザインに対してどういう配慮とか、どういった考えをしているんですかということとかを確認していつているんですけれども、もちろん、そこでこういうふうなことを考えていますと出てくるところもありますが、全然ないところもあるんです。全然ないというのは、別に事業者の方が手を抜いているわ

けではなくて、自分たちが知っている範囲ではバリアフリーはやっています。例えばスロープをやっていますとか、点字ブロックはつけています。だけど、では聴覚障害者の方に対してはといったら、何もしていませんだったりとか、では発達障害とかそういったことって考えていますか、知りませんという話があったりするということの中で、ではその場で私たちは何を伝えるかといったら、そういう利用者の多様性はもっともっとあるんですよということをお伝えして、それでそこに基づいてこの設備のユニバーサルデザインの配慮、できているところとできていないところを改めて出してくださいという話をしております。なぜかといったら、できていないところというのは、設備上、もう予算があったりとか、いろいろな制約条件で駄目なところもありますよねという話。

できていないところをそのまま放置しておくというのが一番問題になってくるので、できていないところを建築事務所とか設計事務所の方は、それを依頼している、発注しているクライアントにちゃんと伝えてくださいよという話をしてしています。

私個人として思っているのは、こういった事前協議をする上での事業所の方々というのは、発注者という、いわゆるクライアントの方がいて、そこから設計事務所とか建築事務所とか、それを受ける方がいますよねという中で、そもそも発注者の方の意識がちゃんとあるのかという話です。あとは、それを実際につくる設計者とか建築事務所の知識があるのかということなんです。この2つがしっかりとないと、建物自体は新しくても、中の設備は旧態依然、古いままになってしまうことがあるので、そういったものを新宿区は望んでいなくて、新しいものを望んでいますよということを事前の協議等でアドバイザーにさせていただいて話をさせていただく機会を持っている形でございます。

補足でございました。

**○矢口会長 岡村委員**、どうもありがとうございます。事前協議というのが背後で行われていまして、いろいろな指導があったりとか、意見を言ったりとか、そういうことも行われています。その中で、ある程度規模が大きくなったものは、この審議会に上がってきて、皆様の意見を聞くような、そういう、この審議会がその場所になっています。模型を持ってきたりとか、図面を持ってきたりして、結構活発に意見が出る場になりますので、皆さん、そういう場になったらよろしく願いいたします。

そのほか、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

報告については、以上で終わりにしたいと思います。

#### 4. その他

**○矢口会長** 次に、次第4、その他についてですけれども、事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。

**○事務局（景観・まちづくり課主査）** 事務局です。本日の議事録につきましては、個人情報を除きまして、ホームページで公開します。

今回の審議会の日程につきましては、日時や場所が決まり次第、ご連絡をさせていただきたいと思います。なお、事前協議及び届出について勧告や公表を検討する事例が発生した場合には、急遽、審議会を開催する場合があります。

本日、机上に配付しております新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例、施行規則及び施設整備マニュアル等、お名前が書いてあるものにつきましては事務局にて保管し、次回審議会にて机上に配付いたします。

今回初めて委員に就任された委員の皆様には、後ほど個人番号届について回収に参りますので、そのままお席でお待ちください。

また、継続して委員に就任された委員の皆様の中で住所変更等があった方は、事務局係員までお声がけください。

事務連絡は、以上になります。

**○矢口会長** ありがとうございます。

次第はこれで全てになります。よろしいでしょうか。何かございますでしょうか。

少し早いんですけども、それでは本日の審議会は以上で終了となります。

皆様、ご協力ありがとうございました。